

## 業者特定理由書

〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	路面電車試験ネットワーク構築業務	
特定業者	札幌総合情報センター株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、既設共通本社サーバシステムへ接続するネットワークの構築を行うものであり、バス事業者含めたシステム全体のネットワークを熟知しているのは本システムを構築した標記業者のみである。そのための機器設定等にはメーカー占有の知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	路面電車 IC システム (試験環境ネットワーク)
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	IC カードの処理データ、上位照会データ通信等を行うための試験用ネットワーク
	上記設備等のメーカー	札幌総合情報センター (共通本社サーバシステム)
	業務内容	本業務は、路面電車用 IC 制御ユニットの更新に伴い、試験環境用ネットワークの構築を行う。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本業務では、既設ネットワークの一部に新たなネットワークを構築するため、通信ネットワークを構成する各機器の通信状態を維持し、故障の際には適正に対応しなければならない。また、既設機器の接続も担保しなければならない。そのためには、構築業者のみが保有する詳細な設計データが必要であり、特命業者以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
	主たる業務に係る再委託の業者名：業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

## 業者特定理由書

名 称	連動装置改修(元町)	
特定業者	日本信号株式会社北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	連動装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄の安全な運行を確保するため、転てつ器や信号機を制御するもの
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記設備の改修、試験調整を行う
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記製品の製造業者
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	装置の改修にあたっては、製造業者である標記業者占有の技術や知識、詳細な設計情報が不可欠であり、標記業者でなければ改修後の本装置と各機器が適切に連携せず、既設設備の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7338

## 業者特定理由書

名 称	栄町変電所整流器・回生インバータ用コンデンサ交換調査
特 定 業 者	株式会社明電舎 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、栄町変電所に設置された整流器・回生インバータ設備のうちコンデンサの調査を行うものである。</p> <p>標記業務の履行にあたっては、整流器・回生インバータに関する製造会社である標記業者占有の知識・技術等必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7344

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名 称	本局庁舎中央監視装置点検整備業務
特 定 業 者	パナソニックユネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー東日本社
(特定機種)	中央監視装置
特 定 理 由	<p>本件は、標記業者が構築した本局庁舎に設置されている中央監視装置の点検整備を行うものである。</p> <p>業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務履行が見込めないため、製造者である標記業者に特定いたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

名称	東札幌駅エアコン修理(日本キャリア製)
特定業者	札幌日信電子(株)
(特定機種)	東札幌駅：日本キャリア(株)製 駅務室系統MMC-AP908H
特定理由	<p>本業務は日本キャリア製の空調機修理業務をおこなうものである。</p> <p>業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があること、日本キャリア製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されているため、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。</p> <p>したがって、標記業者に特定することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

7346

## 業者特定理由書

名称	月寒中央駅 エスカレーター手すり裏面清掃
特定業者	(株)日立ビルシステム 北海道支社
(特定機種)	(株)日立ビルシステム製 東豊線月寒中央駅エスカレーター9号機 800CX-P
特定理由	本業務は日立ビルシステム製エスカレーターの手すり裏面清掃を行うものである。 業務の履行にあたっては、エスカレーターの分解から行うため、製造者独自の技術及び知識が必要である。標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

名称	東西線8000形車両主電動機洗淨作業
特定業者	日鉄テックスエンジニアリング株式会社 札幌北都営業所
(特定機種)	
特定理由	<p>東西線8000形車両主電動機は通年業務委託である「東西線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）」の保守整備の対象となっているが、本業務の主電動機洗淨作業は通年業務委託の範囲外であるため新たに当該業務を発注する必要がある。</p> <p>本業務の履行にあたっては装置の構造・性能・システムに関するメーカー占有の知識及び技術を必要とするため、履行可能業者がメーカーから保守専門会社の指定を受けた標記業者1者に限定される。したがって、保守専門会社であり通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7350

## 業者特定理由書

名称	5106編成 ドアエンジンベルト交換
特定業者	札幌交通機械株式会社
(特定機種)	
特定理由	<p>本業務は、南北線 5000 形車両の空制部品の交換を行うものである。空制整備業務は通年業務委託の南北線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）による保守契約の対象となっているため、車両故障・事故発生時の原因および責任の所在を特定する必要がある。今回の業務対象となる空制部品については、周期交換部品であり、通年業務委託の対象外となっている。</p> <p>そのため、車両メーカーである川崎車両㈱から保守専門会社の指定を受け、通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

名称	5106編成 5HR配線コネクタほか交換
特定業者	札幌交通機械株式会社
(特定機種)	
特定理由	<p>本業務は、南北線 5000 形車両の空制部品の交換を行うものである。空制整備業務は通年業務委託の南北線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）による保守契約の対象となっているため、車両故障・事故発生時の原因および責任の所在を特定する必要がある。今回の業務対象となる空制部品については、周期交換部品であり、通年業務委託の対象外となっている。</p> <p>そのため、車両メーカーである川崎車両㈱から保守専門会社の指定を受け、通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

名 称	東豊線 9000 形車両搭載消火器更新業務
特 定 業 者	札幌交通機械株式会社
(特定機種)	東豊線車両搭載消火器
特 定 理 由	<p>本件、東豊線 9000 形車両搭載消火器の更新に伴う取付調整業務を行うものである。</p> <p>特定業者である札幌交通機械(株)は東豊線車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)を請け負っている。また、メーカーである川崎車両(株)から別紙「保守指定書」のとおり、保守を指定された会社である。</p> <p>このことから、本件による不具合が発生した場合の責任の所存を明確にすることができるため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第 1 項第 2 号ア

7354

## 業者特定理由書

名称	真駒内駅特別清掃業務
特定業者	株式会社シムス
(特定機種)	
特定理由	<p>本件は、真駒内駅の各出入口、天井及び照明器具、側壁等の清掃を行うものである。</p> <p>照明器具、側壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。</p> <p>一方、当該駅は現状においても駅舎清掃業務（南清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常のコ清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。</p> <p>加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行業者を駅舎清掃業務（福住清掃区）の受託者1者に限定する必要があるため。</p> <p style="text-align: center;">南</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 <del>6</del> <sup>7</sup> 号

7356

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	設備指令システム伝送サーバハードディスク交換作業
特定業者	富士電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	設備指令システム
特定理由	本件は当該システムの製造メーカーである標記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないことから標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

名 称	東車両基地インターホン応答制御盤スイッチ交換業務		
特定業者	ホーチキ㈱北海道支店		
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。		
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動回送関連装置	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	東車両基地に設備されている無人運転にて列車回送を行うシステムの現場操作盤や非常停止ボタン、電気錠などの関連装置	
	上記設備等のメーカー	ホーチキ㈱	
	業務内容	上記設備のうち、インターホン応答制御盤スイッチの交換を行う。	
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業	
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	自動回送関連装置の適正な作動確認を行うには、製造者のみが保有する関連機器との通信システムや設備の構造等に関する詳細な知識に加え、製造者が設定した作業手順が必要となり、当該設備は汎用品ではないことから、製造者以外の者では知り得ない情報が含まれているため。	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア		

7366

## 業者特定理由書

名称	南北線5000形車両主電動機回転子軸溶射加工
特定業者	日鉄テックスエンジ(株) 札幌北都営業所
(特定機種)	
特定理由	<p>本業務は南北線5000形車両主電動機の摩耗箇所において補修業務を行うものである。主電動機は通年業務委託である「南北線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）」の保守整備の対象となっているが、今回の業務は通年業務委託の範囲外であるため新たに当該業務を発注する必要がある。</p> <p>当該主電動機は東芝(株)製造であり、本業務の履行にあたっては装置の構造・性能・システムに関するメーカー占有の知識及び技術を必要とするため、履行可能業者がメーカーから保守専門会社の指定を受けた標記業者1者に限定される。</p> <p>したがって、保守専門会社であり通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号、 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

7368

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	東豊線9000形正面行先表示器LEDユニット交換業務
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特定理由	<p>本件は、東豊線9000形正面行先表示器LEDユニットの交換を行うものであり、業務の履行にあたっては、作業対象となる機器の車両占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が車両メーカーのグループ会社1者に限定されるため。</p> <p>なお、標記業者は車両メーカーのメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、別紙「保守指定書」のとおり、製造会社から指定された会社である。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

7370

## 業者特定理由書

名称	東豊線9000形車両充電抵抗器修理業務
特定業者	(株) 日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	本業務の対象である充電抵抗器は東豊線9000形車両の主回路を構成する部品であり、業務の履行にあたってはメーカーである(株)日立製作所が保有する主回路の設計・保守に関する技術及びシステム一体としての総合機能試験に関する技術・試験装置等が必須であり、履行可能な業者が標記業者1者に特定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

7371

## 業者特定理由書

名称	南北線さっぽろ駅改良に伴う旧改札機器移設業務その2
特定業者	札幌日信電子株式会社
特定理由	<p>本業務は、ワイド改札機と精算機の撤去・設置のほか、各駅の出改札設備の運用管理に必要な既設システムである駅処理装置や監視装置の関連機器を用いて移設した機器の動作確認を行うものである。</p> <p>ワイド改札機や精算機、駅処理装置、監視装置の関連機器については、本市の仕様により、日本信号㈱（以下、メーカーという）が開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要である。</p> <p>以上のことから、本業務を的確に履行できる者は、当該装置のメーカーである日本信号株式会社の製品のメンテナンス業務を専業とし、メーカーと同等の技術・知識を有する標記業者以外にないため、特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7373

## 業者特定理由書

名 称	交通局本庁舎移転に伴う運行管理装置移設業務	
特定業者	株式会社日立パワーソリューションズ フロント営業統括部	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	運行管理装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄の安全かつ正確・迅速な運行を確保するため、決められた運行ダイヤどおりに自動制御する装置
	上記設備等のメーカー	株式会社日立製作所
	業務内容	上記設備の移設、試験調整を行う
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	<p>上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社  (メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。)</p>
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7375

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	広告受付管理システム更改に伴うデジタルサイネージシステム 連携テスト及び本番環境切替支援業務
特定業者	シャープマーケティングジャパン株式会社 <del>ビジネスソリューション社</del> 北海道支店
(特定機種)	
特定理由	<p>交通局が別途保有する広告受付管理システムの更改に伴い、デジタルサイネージシステムとの連携にかかるテスト及び本番環境切替支援を行う業務。</p> <p>デジタルサイネージシステムは、開発業者の「デジタルサイネージサービス」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を所有しており、その他の業者が本業務を履行することは事実上不可能である。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

17376

## 業者特定理由書

名称	路面電车用キャッシュレス決済端末取付等業務
特定業者	北海道アトラス株式会社
(特定機種)	
特定理由	<p>本業務は、標記業者が調達する路面電车用キャッシュレス端末の取付及び取付後の動作確認を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、本市路面電車の車両や運行内容等を踏まえ設定された当該機器の性能、仕様等を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、当該機器の調達業者であり、かつ同等の機器の道内交通事業者への導入実績が豊富である標記業者に限られ、他の者では適切な業務の履行が見込めない。</p> <p>以上のことから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特殊役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

7377

## 業者特定理由書

名称	車両保守管理システムOracleライセンス更新
特定業者	株式会社日立製作所 北海道支社
特定理由	<p>車両保守管理システムは、地下鉄車両の適正な保守及び運行の計画ができるように、走行距離、車両検査、故障改修情報、資材貯蔵品等の情報管理を行うものである。</p> <p>標記業務は本システムを運用するにあたり、ライセンスの更新作業を行うものであり、本システムに不具合が起きた際に、開発者である上記メーカー占有の知識を必要とするため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

7379

## 業者特定理由書

名称	路面電車 IC 更新に伴う収入サーバ改修業務		
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店		
特定理由	標記業務は、路面電車 IC 制御ユニットの更新に伴い、収入サーバのソフトウェアの改修を行うものである。標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとした。		
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	収入サーバ	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	各駅務機器からの収入データの収集を行うもの。	
	上記設備等の製造メーカー	日本信号株式会社	
	業務内容	路面電車 IC 制御ユニットの更新に伴い、新規機器が追加となることから、追加となる機器から収入データを収集できるようにソフトウェアの改修を行う。	
	上記設備等の製造メーカーと特定業者との関係	同一企業	
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	収入サーバのソフトウェアの改修を行うためには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、日本信号株式会社が開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・設計情報等を必要とするため。	
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

## 業者特定理由書

7380

名 称	可動式ホーム柵(三菱製)東西線オーバーホール
特 定 業 者	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北海道支社
(特定機種)	可動式ホーム柵
特 定 理 由	<p>標記業務は、札幌市交通局が独自の仕様により三菱電機(株)が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品を整備するものである。</p> <p>標記業者は製造者である三菱電機(株)製品の保守・修理・整備に関するメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。</p> <p>本業務は、製造者が設定した業務手順・作業方法によらなければ整備後の機器が適正に作動しないおそれがある。</p> <p>また、当該機種は、一般流通品(汎用品)ではなく製造者以外のものでは知り得ない知識・情報等を必要とするため特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7381

## 業者特定理由書

名称	南北線5000形車両 床受け梁溶接補修業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	<p>本件は下記部分を補修するものであり、補修にあたっては車両本体の現行性能を維持しなければならない。そのため、メーカー占有の技術・知識・情報等が必要であることから、履行可能業者が標記業者に限定されるため特定することとしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	南北線5000形車両の床受け梁
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の床板にかかる荷重を支える梁
	上記設備等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	床受け梁の溶接補修
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>本装置は本市独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造した特殊品であり、一般流通品ではないことから業務の履行にあたってはメーカーのみが保有する技術・図面等が必要である。</p>
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7382

## 業者特定理由書

名称	南北線5000形車両側引戸ガラス交換業務
特定業者	札幌交通機械（株）
（特定機種）	
特定理由	本件は、南北線5000形車両側引戸のガラス交換を行うものであり、業務の履行にあたっては、5000形車両側引戸に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が保守専門会社の指定を受けている特定業者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

7383

## 業者特定理由書

(設備保守等業務委託) 2 関連要件

名称	南北線さっぽろ駅天井解体に伴うカメラ移設業務	
特定業者	パナソニックコネク株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、特定することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	旅客案内設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	旅客案内設備の一部である駅映像装置は各駅に設置され、駅構内映像の確認を目的とする。改札口、EV前、券売機、通路にカメラを設置しており、駅務室に設置したモニタから映像の確認が可能である。同映像の提供により、駅員による旅客対応を支援している設備である。同映像は光のネットワークを経由して大通駅に集約され録画装置に記録している。
	業務内容	南北線さっぽろ駅に設置している駅映像装置について、移設、試験調整等を行う。
	業務の履行に必要な要件とその事由	駅映像装置はパナソニックコネク株式会社が設計・設置しており、現在も通年業務委託保守契約（自動案内放送・集中監視装置保守）の対象となっている。しかし、駅映像装置の移設業務については、上記保守契約の対象外であるため、別途発注する必要がある。駅映像装置を移設するにあたり、当該設備に対する専門の知識・技術力を必要とし、異常・故障が発生した場合に対応できるのも標記業者だけである。したがって、標記業者に特定して随意契約することとしたい。
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

\*すべての要件を満たす者が他にないことを確認済みである。

7384

## 業 者 特 定 理 由 書

名 称	地下鉄各駅自動ドア改修業務 (フルテック製)		
特定業者	フルテック株式会社 札幌支店		
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。		
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動扉	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅・バスターミナルに設置している自動扉	
	上記設備等の製造メーカー	寺岡オートドア株式会社	
	業務内容	上記設備の自動扉の改修・点検・修理・保守を行うもの	
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	・製造メーカーの販売店 (標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等の改修技術を提供する業務体制としているため、別紙「販売店証明書」のとおり、製造メーカーの販売店である。)	
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、改修の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため	
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし		
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号		

7385

## 業者特定理由書

〔設備保守等業務委託〕 1 技術的要件

名称	財務会計システム改修業務（旅費制度改正等対応）	
特命業者	富士通Japan株式会社 東日本公共ビジネス統括部（北海道）	
特命理由	<p>標記業務の履行にあたっては、システムを構築したメーカー独自の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特命することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	札幌市交通局財務会計システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らか に判るものは省略可	当局における契約や収入・支出の登録、決算等の財務会計上の処理を行うためのシステム
	上記設備等の製造メーカー	富士通Japan株式会社 東日本公共ビジネス統括部（北海道）
	業務内容	上記システムについて、旅費制度改正への対応及び支払先金融機関データ抽出対応のため、必要なシステム改修を行う
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該システムは、開発業者製のパッケージソフト「IPKNOWLEDGE 公営企業会計」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を所有していることから、その他の業者が本業務を履行することは事実上不可能であるため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7386

## 業者特定理由書

名称	令和7年度 定期券発行装置改修業務 (夏ダイヤ)
特定業者	株式会社 東芝 北海道支社
(特定機種)	定期券発行機
特定理由	<p>本物件は、民営バスのダイヤ改正によるバス路線の変更等に伴い、定期券発行装置に係るソフトウェアの改修を行うものである。</p> <p>当該既設定期券発行機は本市独自の仕様に基づき標記メーカーが設計・製造を行ったものであり、ソフトウェアの改修にあたっては、メーカーのみが所有する機器(データ作成機)がなければ、本市独自仕様のソフトウェア更新ができない。</p> <p>以上のことから、本業務を的確に遂行できるものは、製造業者である上記業者以外にない。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7387

## 業 者 特 定 理 由 書

(名 称)	バリアフリースイッチ監視盤ブザー改修業務 (ナブコ製)	
特定業者	ナブコシステム株式会社 札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	バリアフリースイッチ監視盤ブザー
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅・バスターミナルに設置しているバリアフリースイッチ監視盤ブザー
	上記設備等の製造メーカー	ナブテスコ(株)
	業務内容	上記設備の自動扉の改修を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	製造メーカーの東日本地区の唯一の代理店 (標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等の改修技術を提供する業務体制としているため、別紙「代理店証明書」のとおり、製造メーカーの代理店である。)
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、改修の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

札幌市交通局物品業務課事務処理係 印 2017年10月10日

7388

## 業 者 特 定 理 由 書

名 称	地下鉄各駅自動ドア改修業務 (ナブコ製)	
特定業者	ナブコシステム株式会社 札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動ドア
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅・バスターミナルに設置している自動扉
	上記設備等の製造メーカー	ナブテスコ(株)
	業務内容	上記設備の自動扉の改修を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	製造メーカーの東日本地区の唯一の代理店 (標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等の改修技術を提供する業務体制としているため、別紙「代理店証明書」のとおり、製造メーカーの代理店である。)
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、改修の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

17389

## 業 者 特 定 理 由 書

名 称	バリアフリースイレ監視盤ブザー改修業務 (フルテック製)	
特定業者	フルテック株式会社 札幌支店	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	バリアフリースイレ監視盤ブザー
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅・バスターミナルに設置しているバリアフリースイレ監視盤ブザー
	上記設備等の製造メーカー	寺岡オートドア株式会社
	業務内容	上記設備の自動扉の改修・点検・修理・保守を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	<p>・製造メーカーの販売店            (標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等の改修技術を提供する業務体制としているため、別紙「販売店証明書」のとおり、製造メーカーの販売店である。)</p>
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、改修の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため</p>
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号  <del>札幌市大宮地区業務受託業務管理手続中89年12月12日</del></p>	

17390

## 業者特定理由書

名 称	動画作成ソフト STORM Xe
特 定 業 者	株式会社大塚商会 札幌支店
(特定機種)	STORM Xe (パッケージ版・レギュラー)
特 定 理 由	<p>本製品はロゴスウェア㈱が制作し、動力車操縦者運転免許の取得に係る学科講習において、標準的な動画教材の作成・運用が可能である。当教習所においては、旧形式の同製品で作成した教材資産を継続して活用する上で不可欠な製品であり、互換性及び編集体制の観点からソフトの機種が限定される。</p> <p>また、履行可能者が <del>ス=カ=1</del> 者に限定されるため。 販売代理店特約店。(株)大塚商会</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号P

## 業者特定理由書

名称	西基地埋設配管・灯器移設業務	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	信号保安装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄の安全な運行を確保するため、信号保安地上装置と列車装置間の信号を中継するもの
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記設備の修理、試験調整を行う
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を同メーカーから道内で唯一技術支援を受けているグループ会社
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、メーカーから唯一技術指導を受けており、本装置に精通した標記業者でなければ確実な施工が見込めないため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7392

## 業者特定理由書

名称	南北線5000形車両VVVF装置ゲート制御ユニット基板交換
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	<p>V V V F 装置は車両の主電動機に電源を供給するための装置であり、車両の安全な運行に欠かせない装置である。</p> <p>本件は南北線5000形車両に搭載されている三菱電機(株)製V V V F 装置の機器更新を行うものであり、履行にあたっては、V V V F 装置製造元であるメーカー占有の知識・技術を必要とする事から、履行可能者が1者に限定されるため特定することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7393

## 業者特定理由書

名 称	琴似変電所 354F 盤部品交換。
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	直流高速度真空遮断器
特 定 理 由	<p>本業務は、札幌市高速電車東西線琴似変電所に設置された直流高速度真空遮断器の電流検出器が故障しているため、その修繕を行うものである。</p> <p>標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7394

## 業者特定理由書

名 称	栄町変電所整流器・回生インバータ用コンデンサ交換
特 定 業 者	株式会社明電舎 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、栄町変電所に設置された整流器・回生インバータ設備のうちコンデンサの交換を行うものである。</p> <p>標記業務の履行にあたっては、整流器・回生インバータに関する製造会社である標記業者占有の知識・技術等必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号